

教育委員会会議 定例会

令和5年4月19日

# 提出議案綴

山梨県教育委員会

# 1 議 案

な し

# 2 報 告 事 項

( 2 ) 山梨県教育振興基本計画検討有識者会議の設置について

# 3 その他報告

( 1 ) 令和6年度採用山梨県公立学校教員選考検査実施要項について

(令和5年4月19日 定例教育委員会)

課室名 教育企画室

件名	「山梨県教育振興基本計画検討有識者会議」の設置について（報告）
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年12月の教育基本法改正により、国が「教育振興基本計画」を定めることと、地方公共団体は国の定める計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることとなった。</li> <li>○ 平成21年2月に「やまなし教育振興プラン」を、平成26年2月に「新やまなし教育振興プラン」を策定してきた。</li> <li>○ 現在の「山梨県教育振興基本計画」は、令和元年度から令和5年度までの5年間の計画であり、計画期間が本年度で終了することとなる。</li> <li>○ 国においても、教育を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、令和5年3月に次期教育振興基本計画について中教審の答申があり、近く第4期教育振興基本計画が策定される。</li> <li>○ そこで、国の動向や本県の実情を踏まえ、現在の計画の後継となる計画を策定するため、「山梨県教育振興基本計画検討有識者会議」を設置する。</li> </ul>
内容	<p>1 設置目的</p> <p>教育基本法第17条第2項に基づき、国の教育振興基本計画を参酌して策定する「山梨県教育振興基本計画」の策定内容について、学識経験者、産業界、学校関係者、保護者等から専門的、総合的な見地からの意見を反映させるために意見を聴取することを目的とする。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 設置期間 令和5年4月 ～ 令和6年3月</p> <p>(2) 委員数 17名（別紙名簿）</p> <p>(3) 開催予定回数 5回</p> <p>3 第1回検討有識者会議</p> <p>(1) 日時 令和5年5月23日（火） 14時～</p> <p>(2) 会場 山梨県庁防災新館3階 教育委員会室</p>

令和5年4月19日

課 名

義務教育課 高校教育課

件名	令和6年度採用山梨県公立学校教員選考検査実施要項について
経緯	<p>昨年度の状況</p> <p>令和5年度採用教員選考検査（令和4年度実施）</p> <p>1 志願書の提出期間 令和4年5月10日（火）～6月1日（水）</p> <p>2 第一次検査 令和4年7月10日（日） 甲府第一高等学校 甲府西高等学校 甲府城西高等学校 甲府東高等学校</p> <p>3 第二次検査 第一回目 令和4年8月6日（土） 総合教育センター 第二回目 令和4年8月16日（火）～18日（木） かえで支援学校</p> <p>4 二次検査通過者発表 令和4年9月26日（月）</p>
内容	<p>令和6年度採用教員選考検査実施日程等について</p> <p>○今年度の変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一次検査の県外会場実施（対象：小学校）</li> <li>・小学校受検希望者のうち、幼稚園教諭の免許を取得している者（見込者）に加点</li> <li>・高等学校社会人選考の対象に情報、福祉を追加</li> <li>・他の都道府県・政令指定都市の正規教員を対象とした特別選考の実施（対象：すべての校種・職種）</li> <li>・第一次検査の一般・教職教養検査の解答をマークシート方式に変更</li> </ul> <p>1 令和6年度採用教員選考検査実施要項の配布 配布開始月日 令和5年5月9日（火） 配布場所 県教育庁義務教育課、高校教育課、各教育事務所 県東京事務所、県大阪事務所、各市町村教育委員会 やまなし暮らし支援センター （県義務教育課ホームページからダウンロードも可能）</p> <p>2 採用予定数 未 定</p> <p>3 志願書の提出期限 インターネットによる申込み（6月1日（木）17時）</p> <p>4 選考検査日程</p> <p>第一次検査 令和5年7月9日（日） 総合教育センター 東京会場（TKP品川カンファレンスセンター） 甲府西高等学校 甲府東高等学校 甲府第一高等学校</p> <p>第一次検査結果発表 令和5年7月下旬</p> <p>第二次検査第一回目 令和5年8月5日（土） 総合教育センター</p> <p>第二回目 令和5年8月16日（水）～18日（金） かえで支援学校</p> <p>第二次検査結果発表 令和5年9月下旬</p>